

平成30年第4回

富谷市議会定例会議案書

平成30年12月4日提出

富 谷 市

平成30年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の制定について	1
議案第 2号	職員の給与に関する条例の一部改正について	4
議案第 3号	議会議員の議員報酬, 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	13
議案第 4号	特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について	16
議案第 5号	富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について	19
議案第 6号	富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	21
議案第 7号	平成30年度富谷市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第 8号	平成30年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 9号	平成30年度富谷市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第10号	平成30年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊

議案第11号	平成30年度富谷市水道事業会計補正予算(第3号) . . . . .	別冊
議案第12号	富谷市道路線の認定について . . . . .	25
議案第13号	和解及び損害賠償額の決定について . . . . .	27
議案第14号	和解及び損害賠償額の決定について . . . . .	28
議案第15号	和解及び損害賠償額の決定について . . . . .	29
議案第16号	和解及び損害賠償額の決定について . . . . .	30
議案第17号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて . . . . .	31

議案第 1 号

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の制定について

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画において定められた地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除等に関し必要な事項を定めるもの。

## 富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除等)

第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）

（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税は、新たに当該固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、これを免除する。

2 特別償却設備設置者（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、又は増設した固定資産に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1) 初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。）

富谷市税条例第62条に規定する税率に0を乗じて得た率

(2) 第2年度（初年度の翌年度をいう。） 富谷市税条例第62条に規定する税率に3分

の1を乗じて得た率

- (3) 第3年度(第2年度の翌年度をいう。) 富谷市税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た率

(課税免除等の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除等の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、課税免除等の適用を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 課税免除等の適用を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 課税免除等の適用を受けようとする年度
- (3) 新設し、又は増設した特別償却設備の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(課税免除等の措置)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、課税免除等の処分を決定し、その旨を課税免除等の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて本市の一般職の職員の給与を改定するもの。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第17条 略</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>）を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第18条の2～第19条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、<u>6,300円</u>）を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第18条の2～第19条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手</p>

改 正 後	現 行
<p>当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90</u>、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第20条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から_____」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」_____と読み替えるものとする。</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	

39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800

84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第16条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じた<u>もので除した額とする。</u></p> <p>第18条・第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」<u>とす</u>る。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>第1条～第16条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの<u>_____</u>で除した額とする。</p> <p>第18条・第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

改 正 後	現 行
<p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>  _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>  _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 3号

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第  
32号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般職員の給与改定に準じて，所要の改正を行うもの。

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
 第1条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町  
 条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は，6月に支給する場合においては100分の <u>157.5</u> ，12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> とする。	第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は，6月に支給する場合においては100分の 157.5，12月に支給する場合においては <u>100分の172.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改  
 正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の167.5</u>	第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は，6月に支給する場合においては100分の <u>157.5</u> ，12月に支給する場合においては

改 正 後	現 行
_____とする。	<u>100分の177.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般職員ゝ給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当） 第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> とする。	第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当） 第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては <u>100分の172.5</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当） 第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は <u>100分の167.5</u> _____ _____とする。	第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当） 第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、 <u>6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> とする。

改 正 後	現 行
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5号

富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について

富谷市敬老祝金等支給条例（平成4年富谷町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

敬老祝金の支給要件及び額について、所要の改正を行うもの。

富谷市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例

富谷市敬老祝金等支給条例（平成4年富谷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（敬老祝金等の支給要件）</p> <p>第2条 敬老祝金は、毎年4月1日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者で、当該年度内に、80歳（傘寿）、88歳（米寿）<u>及び90歳（卒寿）</u> _____に達するものに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（敬老祝金等の額）</p> <p>第4条 敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 80歳（傘寿）の者 <u>5,000円</u></p> <p>(2) 88歳（米寿）の者 <u>1万円</u></p> <p>(3) 90歳（卒寿）の者 <u>2万円</u></p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（敬老祝金等の支給要件）</p> <p>第2条 敬老祝金は、毎年4月1日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者で、当該年度内に、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、<u>90歳（卒寿）及び99歳（白寿）</u>に達するものに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（敬老祝金等の額）</p> <p>第4条 敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 80歳（傘寿）の者 <u>1万円</u></p> <p>(2) 88歳（米寿）の者 <u>3万円</u></p> <p>(3) 90歳（卒寿）の者 <u>5万円</u></p> <p>(4) <u>99歳（白寿）</u>の者 <u>10万円</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地区計画区域内における建築物の制限に係る改正その他所要の改正を行うもの。

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後						現 行					
第1条～第19条 略						第1条～第19条 略					
別表第1 略						別表第1 略					
別表第2（第4条，第9条，第10条，第13条関係）						別表第2（第4条，第9条，第10条，第13条関係）					
整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)	(4)		整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)	(4)	
	地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	(ア)	(イ)		地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	(ア)	(イ)
ひより台二丁目地区整備計画区域	A地区	略				ひより台二丁目地区整備計画区域	A地区	略			
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 ア 一戸建の専用住宅 イ 兼用住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る。） ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋		略	略		ひより台二丁目地区整備計画区域	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 共同住宅，寄宿舎		略
成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物 ア 略 イ 兼用住宅（令	略	略	略	成田地区整備計画区域		戸建住宅A地区	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物 ア 略 イ 兼用住宅（建築基準法施行令（昭	略	略

改 正 後						現 行					
		_____						和25年 政令第3 38号。 以下「令」 という。 )第13 0条の3 各号に定 める用途 を兼ねた ものに限 る。)			
	業務 地区	ウ・エ 略 次に掲げる 建築物（こ れに附属す る建築物を 含む。）以 外の建築物 ア～ケ 略 コ 工場（ 法別表第 2（る） 項に掲げ るものを 除く。） サ・シ 略		略	略	業務 地区	ウ・エ 略 次に掲げる 建築物（こ れに附属す る建築物を 含む。）以 外の建築物 ア～ケ 略 コ 工場（ 法別表第 二（ぬ） 項に掲げ るものを 除く。） サ・シ 略		略	略	
	工場 ・研 究所 地区	略		略	略	工場 ・研 究所 地区	略		略	略	
大清水 地区整 備計画 区域	戸建 住宅 地区	略	略	略	略	大清水 地区整 備計画 区域	戸建 住宅 地区	略	略	略	
	沿道 業務 地区	次に掲げる 建築物 ア～ク 略 ケ 工場（ 法別表第 2（と） 項第3号 及び同表 （ぬ）項 第3号に 掲げるも のに限る 。）	略			沿道 業務 地区	次に掲げる 建築物 ア～ク 略 ケ 工場（ 法別表第 2（と） 項第3号 及び同表 （り）項 第3号に 掲げるも のに限る 。）	略			
	公共 施設 地区	略				公共 施設 地区	略				
高屋敷 地区整 備計画 区域	略	略	略			高屋敷 地区整 備計画 区域	略	略	略		

改 正 後	現 行
別表第 3～別表第 7 略	別表第 3～別表第 7 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

明石台四丁目の開発事業に伴い，新たに 1 路線を認定するもの。

別紙

路線 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
929	明石台6-151号 線	富谷市明石台四丁目5番15地先	
		富谷市明石台四丁目5番10地先	

議案第13号

和解及び損害賠償額の決定について

市管理施設（東向陽台三丁目地内）からの飛散物による自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金249,682円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金249,682円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第14号

和解及び損害賠償額の決定について

市道大童今泉線における自動車の損傷事故について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金178,656円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金178,656円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第15号

和解及び損害賠償額の決定について

市道大童今泉線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金115,189円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金115,189円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第16号

和解及び損害賠償額の決定について

市有地（成田二丁目地内）からの倒木による隣接家屋のフェンス等の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金1,323,000円也
  
- 2 和解の相手方
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金1,323,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

平成30年12月4日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第17号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 長 沼 陽 子

生年月日

平成30年12月4日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 出川敦子は，平成30年12月11日をもって任期満了となるため。